

龜山市告示第 17 号

龜山市公共下水道条例（平成 17 年 龜山市条例第 131 号）第 8 条第 1 項の規定により排水設備指定工事店を指定したので、同条例第 10 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 2 月 8 日

龜山市長 櫻井 義之

指定番号	氏名又は名称	代表者氏名	住所又は所在地	指定の有効期間
第 438 号	阪口管工業	阪口 康弘	松阪市外五曲町 116 番地 6	平成 29 年 1 月 31 日から平成 31 年 9 月 30 日まで